

「熊本市障がい者プラン」及び「熊本市障がい福祉計画」の概要

1 熊本市障がい者プラン

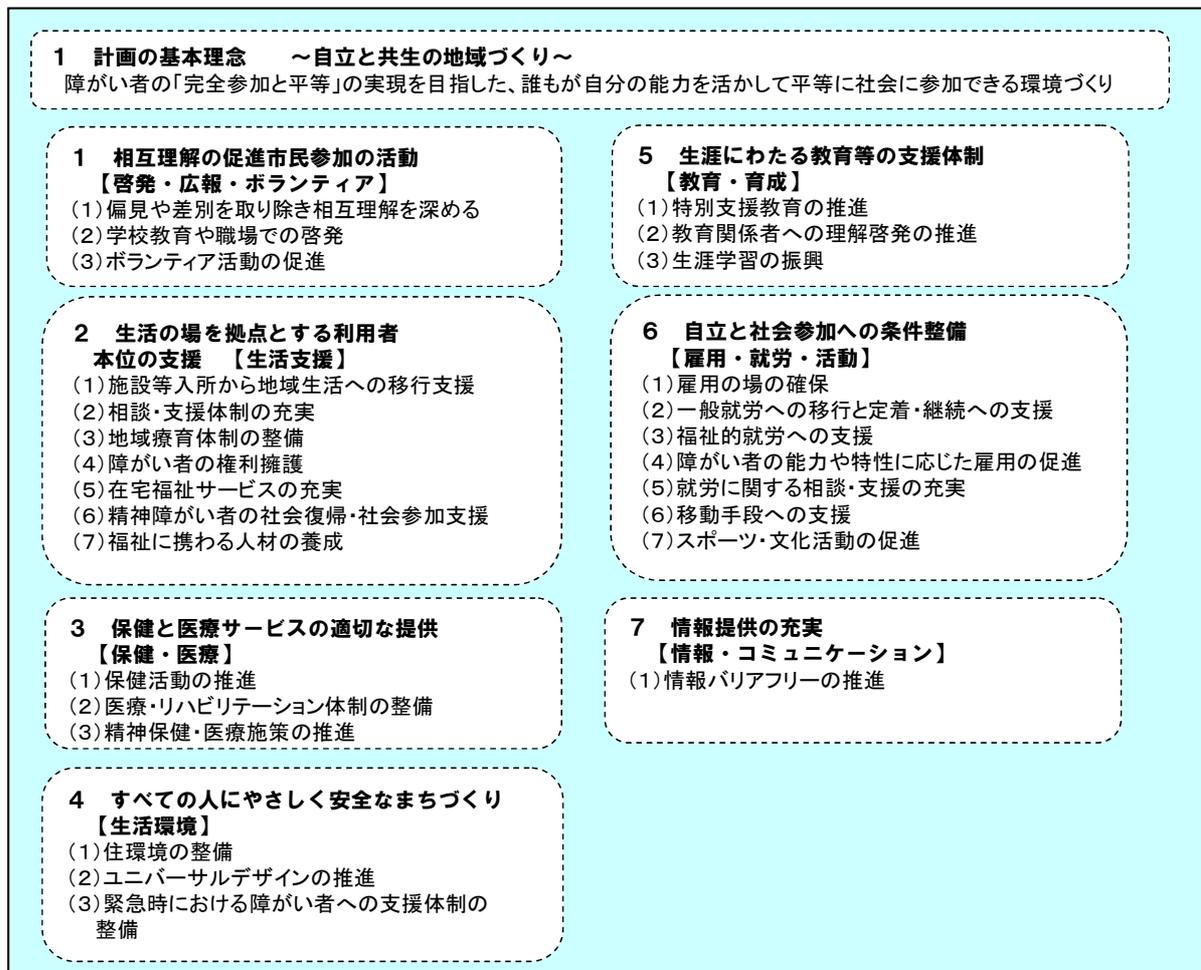
障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき策定する「市町村障害者計画」であり、障がい保健福祉施策の基本的方向を定めるもの。

現行プランの計画期間は、平成 21 年度～平成 30 年度（10 年間）としている。

■障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者基本計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■【障がい者プランの施策体系】



2 熊本市障がい福祉計画

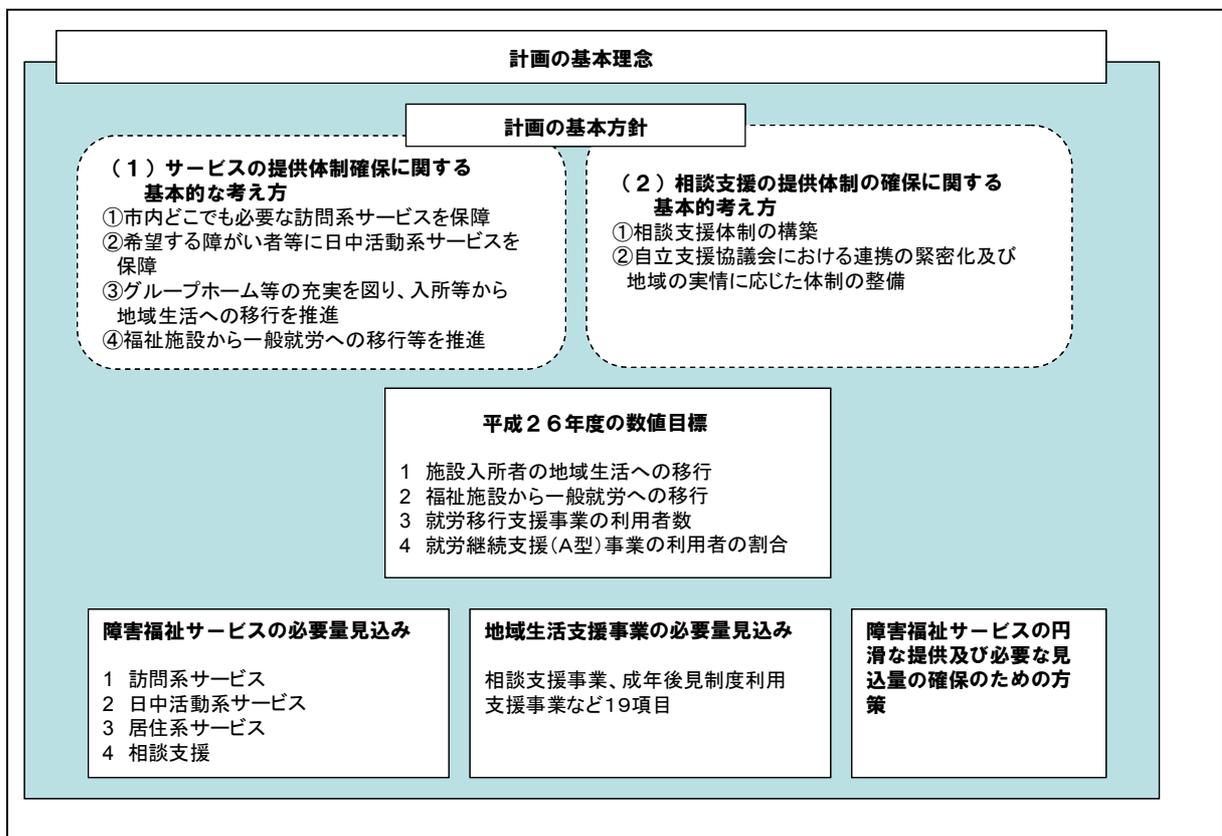
障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定する「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の必要量見込みやその確保策等を定めるもの。

現在は第3期計画であり、計画期間は平成24年度～平成26年度（3年間）としている。

■障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■障がい福祉計画の体系



【参考】 障がい者プランと障がい福祉計画の関係

	障がい者プラン	障がい福祉計画
根拠	障害者基本法	障害者総合支援法
性格	障がい保健福祉施策の基本的方向を定める計画	障害福祉サービス、相談支援等の提供体制の確保等に関する計画
内容	施策推進の基本的な考え方や具体的な方策、達成すべき目標を定めたもの	各年度における指定障害福祉サービス・指定相談支援等の必要な見込み量、その確保のための方策等を定めたもの
期間	10年間 平成21年度～平成30年度 (平成26年度見直し予定)	3年間 平成18年度～平成20年度(第1期) 平成21年度～平成23年度(第2期) 平成24年度～平成26年度(第3期)

【参考】 他の計画との関係性

